

# 第二次世界大戦期アメリカ合衆国における保育問題

松 本 園 子

(2004年11月1日受理)

## 要 約

第二次大戦期の米国における保育問題についての研究の目的は、第一に米国保育問題通史検討の一環であり、第二に、保育保障の公的責任を謳ったわが国戦後保育所制度誕生への占領軍の関与の有無を明らかにすることである。

本稿では、ローズの著作その他により、I. 保育政策の動向について（1）戦時労働力の要請により連邦の補助金がだされ、各地に戦時保育センターが設置されたこと、（2）連邦児童局は、母性主義を重視する児童福祉の立場から戦時保育対策の推進には消極的であったこと、（3）軍需産業が保育施設を運営したこと、（4）労働組合の戦時保育への態度、（5）学校を利用した学童保育、について述べた。また、II. 保育所利用の実態と母親たちの保育観について（1）戦時の保育需要の特徴と、（2）新しい保育所観が芽生えたことについて検討した。

これらの、米国戦時期の状況をみると、為政者側には保育所を通常の時期に一般的な制度として実施する考えはみられず、日本の保育所制度誕生には占領軍の関与は薄かったことが推測される。

**キーワード** 第二次世界大戦、アメリカ合衆国、保育問題、戦時労働力対策、新しい保育所観

## はじめに——研究の目的と方法

前稿（松本、2004）で述べたように、筆者は日本の保育問題史研究の立場からアメリカ合衆国保育問題史の全体に関心をもっている<sup>1</sup>。本稿ではその一部である第二次世界大戦期の米国を検討する。それによって、米国保育問題史のなかで重要な、しかし従来あまりふれられていないこの時期の状況を明らかにすることが本稿の第一の目的である。

さらに、やはり前稿でふれているが、筆者は特にわが国の戦後保育所制度成立との関係で、戦中・戦後期の米国保育に関心をもっている<sup>2</sup>。その理由は、以下の通りで

ある。

戦後日本の保育は、1947年学校教育法の幼稚園と、児童福祉法の保育所という二種の制度で出発し、今日に至っている。この二元体制は様々な問題を含んでいるが、保育所はともかく児童福祉法によって制度的に確立し、その後の量的拡大と質的改善をみてきた。

児童福祉法の保育所規定は、保育所を全ての子どもに開かれたものとした（成立法、39条）とともに、保育に欠ける子どもへの保育保障の公的責任を明記した（24条）。また、その設置・運営の面でも、児童福祉施設最低基準（1948）によって児童福祉施設として全国一律に一定の水準が保障されたことの積極的側面にも注目したい。

1947～48年の段階で、わが国にこのような先進的な保育所制度が成立したのはなぜか。筆者は、その背景には第一に明治以降拡大してきた保育需要と保育の実施がとりわけ戦時下ですすみ<sup>3</sup>、このような制度を要求するまでに到達していたこと、第二に戦後期の民主的改革の気運のもとで、子どもの発達と女性が働く権利を同時に保障する保育施設の実現を求める声が高まつたことがあると考えている。

さらに第三の背景として、占領軍の関与についても検討する必要がある。

戦後の婦人解放への占領軍の関与は大きいものがあった（西、1985）。また、戦後の最初の保育内容規定であり、幼・保共通の内容として示された『保育要領』（1948.2 文部省）は、連合軍最高司令部民間情報教育部顧問ヘレン・ヘファナン（Helen Heffernan）の指導のもとに作成された（日本保育学会、1975、p.242）。さらに、児童福祉法の制定過程に占領軍の関与があったことは明らかである（児童福祉法研究会、1978）。このような状況から、当然保育所制度の成立にも占領軍は何らかの影響をあたえたのではなかろうか、と。

しかし、わが国の戦後保育所制度成立事情に関してこれまで検討したかぎりでは、保育所制度成立への占領軍の関与の事実は見出せなかった<sup>4</sup>。関与の有無と内容や背景についてより明確化するためには、占領政策に影響を与えたアメリカ合衆国内の状況を知ることが必要となろう。これが、本稿で第二次大戦期アメリカ合衆国の保育について検討する第二の目的である。

さて、アメリカ合衆国における保育については、今日「連邦政策としての統一した保育政策は存在しない」こと、歴史的にみても「第二次世界大戦期を唯一の例外として、基本的には貧困家庭対策を中心に発達した」ことが指摘されている（杉本、2003、p.68）。第二次世界大戦期が、米国保育政策史における例外的時期であったとすれば、それはどのようなものであったのであろうか。

一番ヶ瀬康子は、その米国社会福祉通史の著作に「戦時社会福祉」の章を設け、戦時中の婦人労働者の増加と子どもの問題、ランハム法による福祉活動として軍需工場で働く母親の子どもの保護が行われたこと、社会事業と戦争について議論された1943年の全米社会事業会議において保育所のことが取り上げられたこと、などにふれてい る（一番ヶ瀬、1963）。

庄司洋子は、1960年代以降の米国保育政策を検討し、その中で戦時に言及し、米国の保育所は「恐慌期や大戦期には連邦政府による臨時的な予算措置が講じられるなど、アメリカ資本主義の発展と深くかかわりながら、その時代に固有の社会的位置を与えられてきた」としている。しかし、戦時の保育政策の内容にはふれていない（庄司、1981）。

前掲の杉本貴代栄は、米国社会福祉の女性史という視点から保育政策の動向を取り上げているが、1960年代以降を中心としており、戦時については具体的にはふれていない。

以上、日本の研究者による先行研究についてこれまで見た限りでは、米国における戦時期保育の詳しい検討は行われていない。

では、米国における研究についてはどうであろうか。筆者自身は、少数の文献にあたったにすぎないが、そのうちのウイリアム・トットルが「第二次世界大戦期の保育の経験の価値は、1945年以来の数十年間、益々増える保育ニードに直面してもほとんど引き継がれてこなかった」(Tuttle, W., 1995, p.108) と指摘しており、米国内でも戦時の保育についての研究は遅れていることが窺える。

本稿で取り上げる米国の文献は以下のものである。

ドロシー・ジエツ『児童福祉：原理と方法』(Zietz, Dorothy, Child Welfare: Principles and Methods, John Wiley & Sons, Inc. 1959) は、ソーシャルワーカー養成教育のテキストとして著されたものであるが、歴史の章をおき、「戦争の影響」と題する項に数ページを割いている。ここでは、非行問題に少し触れているほかは、ほとんど保育に関する問題をとりあげている。

トットルの「リベット工、ロージーと鍵っ子たち：第二次世界大戦から保育についてアメリカは何を学ぶことができるか」(Tuttle, William M. "Rosie The Riveter and Her Latchkey Children: What Americans Can Learn about Child Day Care from The Second World War", *Child Welfare* LXXIV. 1995) は、児童福祉専門誌に掲載された論文であり、家庭崩壊の進行で混迷する現代アメリカ社会において、大戦期の女性労働の拡大と保育施策の進展の教訓から積極的に学ぶことを主張している。ここでは、大戦期の保育施策の具体的状況が紹介され、評価されている。

エリザベス・ローズ『母の責務：保育の歴史／1890-1960』(Rose, Elizabeth, A Mother's Job: The History of Day Care 1890-1960, Oxford University Press. 1999) は、前稿で紹介したように、アメリカ合衆国の保育問題の通史として貴重な劳作であり、問題意識と研究方法において学ぶところが多い<sup>5</sup>。大戦期については第6章「母親の労働をめぐる闘い：第二次世界大戦中の保育」で取り上げている。

以下、本稿ではローズその他に依拠して、Iでは第二次大戦期の保育政策の動向をのべ、IIでは大戦期の保育所利用者の実態と意識について明らかにし、最後に戦後のつながりにふれつつ、日本の保育制度出発との関係について若干の考察を行う。

## I 第二次世界大戦期の保育政策動向

1920年代までは、アメリカ合衆国における保育対策についての基本的態度は、母親の雇用は避けられるべき罪悪であり、保育は貧しい女性のための二次的な福祉施策であり、正当な領域ではない、そして保育の目的は教育ではなく保護である、というものであった。恐慌期の1930年以降、女性の賃労働および社会福祉における変化の中でこうした態度への挑戦が始まり、保育の意味を次第に変えていった（Rose, p.125）。

しかし、保育を社会問題（public issue）に成長させたのは第二次世界大戦であった。戦時、国家が軍需産業における女性の労働の必要を認めたために、ソーシャルワーカーも、雇用者も、一般市民も、女性の母親としての価値よりも有給労働の価値に重きをおかなければならなかった（Rose, p.153）。

ここでは、こうした戦時の保育関係政策の動向を追っておきたい。

### （1）戦時労働力要請と保育—ランハム法

1941年、ランハム法（Lanham Act）として知られるコミュニティー施設法（Community Facilities Act）が成立した。これは軍需生産のために新しく出来た工場地帯において、学校、上下水道、病院、リクリエーションセンターなど公共施設の設置に国費を補助するものであった。（Tuttle, p.96、Rose, p.166、一番ヶ瀬, p.233）

ランハム法を保育施設設置に適用することは、翌1942年の法修正によって可能となった。この業務を管轄したのは連邦職業庁（Federal Works Agency FWA、ニューディール政策により設置された職業促進局WPAの後進）であり、FWAはこの法により保育施設設置を促進することを主張した。しかし、社会保障庁（Federal Security Agency）、児童局（Children's Bureau）はランハム法のプログラムにより質の低い保育を提供することに反対し、設置に消極的であった。（Tuttle, Rose, 同上）

1943年、エルバート・トーマス上院議員により、連邦の保育プログラムの管轄をFWAから児童局、教育局、およびそれに対応する州の機関に移すという法案（Thomas Bill）が提案された。これは、FWAと児童局という政府機関の間の対立を反映したものであり、児童局は法案を支持したが、保育サービスの量と入りやすさに关心をもつ人々からは反対され、上院は通ったが下院で否決された。（Tuttle, p.97、Rose, p.169）

ランハム法による保育センターは実際多くの問題をもっていた。資金は既婚女性が国防産業に動員されなければならぬことが明らかになった戦争末期まで適用されなかつたし、働く女性と子どもの多様なニーズにもかかわらず、グループケアにのみ適用された。保育水準を保障する努力はほとんどなく、補助金申込みがやっかいであり、資金が遅く、不十分、保育センターはしばしば不便なところにある、時間が短い、料金が高い、スタッフが充分にトレーニングされていない、等々。3000箇所以上のセンター

があったピーク時でも、プログラムが援助したのは、働く母親の14歳以下の子どもの3%以下であった（Rose, p.166）。設置数は1944年7月のピーク時に全国3,102箇所、入所児数129,357人であり、戦時を通じて推計55万～60万人の子どもが保育を受けた（Tuttle, p.99）。

このように、戦時に限られた施策であり内容に問題はあった。しかし、後述するように、それまでの慈善的民間保育所とは異なり、貧困対策としてではなく母親の労働を入所要件として保育を行う公立施設が設置されたことの意味は非常に大きかった。

さて、ローズは米国東部の伝統ある都市フィラデルフィアの保育の歴史について、詳細な実証研究を行っている。軍需産業地でもあったこの市における戦時のランハム法保育センターの動向についてみておきたい。

フィラデルフィアにおいては、市の国防会議（Philadelphia Council of Defense）の手で、市費による11箇所の保育センターが1942年12月に始まった。さらに学校内に保育センターを設置し、教育委員会が保育センターを管轄することが計画され、1943年12月よりはじめられた。教育委員会はFWAにランハム法による補助金を申請し、1944年4月に認可され、45年に更新された。

教育委員会内には保育センター実施に反対する者もあった。例えば、レオン・オベルマイヤーは「母親は子どもの世話をするために家庭に帰らなければならない、保育センターの考えはロシアの真似である」と主張した。反対論に対し教育長アレクサンダー・ストッダード博士は、全国的に約20の学校システムがこの種のプロジェクトを行っていることを指摘し、「多くはやりたくてやっているのではないが、戦争の手段として、公立学校の委員会としてやらなければならぬことと理解している」と保育センター設置を擁護した。連邦の補助金は期待より少なかったようで、目標値30箇所には到達せず、ピーク時で、20センターであった。（Rose p.166～167）

1944年夏、労働力不足は深刻となり、保育は労働者を募集する魅力ある方法として、はっきり認識された。1945年1月における補助金支出の更新は、軍需労働における女性雇用の低下傾向を食い止めるために行われた。フィラデルフィアは軍需工場に、1万2千人の追加女性労働力を必要としている危機的な労働力不足の地域であったが、市の主要な軍需工場における女性労働者数は、1944年秋の間に4%減少した。大量の辞職の原因是、子どもについての心配であった。

フィラデルフィアにおいては、全国の状況と同じく、公的保育センターは保育サービスの要求のほんの一部に応えたにすぎなかった。教育委員会が保育プログラムを国防会議から引き受けたとき、12箇所のセンターの登録数の合計は434名であったが、一年後、それは19センター1051名に増加し、1945年4月にはピークの20センター1262名に到達した。これは、私的保育所によりすでに保育されていた子どもの数をはるかに上回るものであった。しかし、海軍局の調査者が1943年に見積もった保育必要人数の3000人には依然として届かなかつたし、戦時労働委員会が募集をのぞんだ1万2千人の追加労働者の子どもの収容は開始されなかつた。（Rose p.167～168）

## （2）児童福祉の立場——連邦児童局の保育所消極論

さて、児童局は、先にみたように、戦時労働力対策としての保育所に反対した。では、その保育政策はどのようなものであったのだろう。

連邦児童局は、家庭重視をうたいあげた1909年の第一回ホワイトハウス児童会議を受けて1912年創設された。この児童局は、すべての国民階層に属する児童の福祉とその生活に関わるあらゆる問題について調査し報告する義務を与えられたが、行政的な権限をもたない、どちらかといえば調査機関であった（トラットナー、古川訳, 1978, p.179～181）。したがって、中央官庁として児童福祉行政を進めてきたわが国の厚生省児童局、児童家庭局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局とは、性格をことにするものであることに注意しておきたい。

1910年代、児童局のスタッフは保育所に反対し、州政府と地方自治体が母子年金（mother's pensions）を支給して母親が家庭にいることを支えることを強く主張した。児童局の保育所への敵意は、多くの保育所が標準以下のケアを行い、子どもの福祉よりもむしろ母親の都合のよいように組織されているという確信によるものでもあった。これらは正当な、まじめな心配であったが、児童局は保育所の質の向上に取り組むのではなく、福祉給付の拡大によって働く母親の問題が最終的に解決され、保育を不要にすることを望んだのである。（Rose p.154）

児童局の保育所反対の立場は恐慌期も維持され、戦時に入っても基本的に変わらなかった。

1941年6月、児童局の後援で「働く母親の子どものための保育に関する会議」が開催された。ここでは、家庭で育児をしている母親こそが本質的な愛国的責務を実行している、という考えのもとに、母親と子どもの福祉を考慮する政策を提示することが要求された。（Rose p.155）

この会議で承認された総合的なスタンダード集が1942年1月に公刊された。ここには、グループデイケア、フォスター・ファミリー・デイケア、ホームメーカー・サービスについてそれぞれの基準が示されたことに加え、次の原則が明らかにされた。

- 1、就学前児童の母親に働くことを奨励すべきではない
- 2、母親が働きに出る場合は、コミュニティーは子どものケアの計画について親を援助する義務をもつ
- 3、乳児は集団保育すべきではない
- 4、もし必要ならば、2歳以下の子どもは、自宅でホームメーカー・サービスを提供されるか、あるいはフォスター・ファミリー・ホームで世話されるべきである
- 5、州と地方自治体は、保育の充分な基準を監督し維持する責任がある

（Zietz, p.186～187）

1944年7月、2歳以下の子どもの保育についての児童局特別会議が開催された。ここでは、保育についての1941年の会議の乳児に関係した部分の勧告を繰り返し、さら

に明確にし、次のことが必要であると強調した。

- 1、乳児のために、かれらが母親からのケアを受ける権利を護る
- 2、保育のすべてのプログラムの一部としてカウンセリングサービスを提供する
- 3、グループケアに入る最低年齢を2歳半から3歳に制限する
- 4、2、3歳以下の子どものニードにあわせて、フォスター・ファミリー・デイケアを発達させる

(Zietz, p.188)

児童局の保育観は、以上のように基本的に母親の労働および、それを奨励する保育所を否定するものであった。そのため、できるだけ働くことを思いとどまらせるよう母親へのカウンセリングが勧められた。また集団保育が否定され、やむを得ず保育する場合は家庭保育に近いフォスター・ファミリー・デイケア（少人数の子どもが日中、女性によって彼女自身の家庭でケアされ、ソーシャルワーカーが監督するというシステム）、あるいはホームメーカー・サービス（＝ホームヘルパー、子どもの家庭に出向いて保育する）をすすめた。また特に、2歳以下の子どもの母親が働くことを否定し、集団保育を否定した。

児童局は理想を掲げ戦争の波から子どもたちを護るべく闘ったのであるが、これらは、戦時の社会的要請に合致しなかったのみならず、次章でみるように、働く母親の実態と気持ちにもそぐわぬものであった。ローズは児童局のスタッフは「児童保護の高い規準と、多様なサービスを主張し、保育は長期の問題であることを理解していたのであるが、母親の労働を必要悪とする見解が、彼らが保育の質の向上に取り組むことを阻んだ。働く母親の子どもが容易く入れる集団保育施設の創設に抵抗することによって、児童局における児童福祉擁護者は状況を現に悪化させることになった。……保育はかくして、増加する戦争産業の慈悲にゆだねられた」と問題を指摘している。

(Rose, p.154)

### （3）軍需産業による保育

戦時労働力委員会は公式には児童局の立場を採用し、幼い子どもを持つ母親の雇用に否定的であった。しかし、それは軍需産業側、軍需生産を厳しく求める他の政府機関、そして次章で述べるように、戦時雇用を自分たちの生活とよりよい子育てのチャンスととらえた母親たちのニーズにも衝突した。

世論も変化した。1936年の調査では、既婚女性の労働に対しては不賛成が82%であったが、1942年のナショナルオピニオンリサーチセンターの調査では、既婚女性も軍需工場で働くべきだという回答が60%であった。(Rose, p.161)

こうした中で、軍需生産を行う私企業自身が、女性労働者の募集と保持のために保育所を運営する場合もあった。例えば1942年秋、サンタモニカのダグラス飛行機工場は工場の4マイル以内で、しかし「敵の目的の範囲外」に保育所を開く計画を発表した。女性労働者をバッファローの飛行機工場に募集するために、カーチスライト会社

は工場ナースリースクールの大きさを二倍にすると発表した。オレゴン州ポートランドのカイザー造船所も保育センターを開いた。(Tuttle, p.100~102、Rose, p.161~162)

トットルは、このうちカイザー造船所の保育センターについて、エドガー・カイザーという「企業家の想像力に富んだ精神の産物であり、最も革新的な保育プログラム」(p.100)として、その内容を以下のように紹介している。

オレゴン州に大規模な戦時市民住宅団地バンポート・シティーが建築されたが、そこに住み、造船所で働く25,000人の女性労働者のために、カイザーは、二つの大きな保育センターを建てた。所長には、コロンビア大学児童発達研究所前所長ルイス・ミーク・ストールズが就任した。

建物は「コミュニティーの外ではなく、しかも造船所の入り口の前に」配置し、仕事の行きかえりの母親の便宜をはかった。1,125人の幼い子ども一人一人に、あるいは一日三交代の375人それぞれに適応するような広さがあり、斬新な舵輪のデザインは、広い芝生の遊び場と、四つの子供用プールと、一五の保育室を囲んでいた。広い保育室の窓から、子どもたちは母親が働く船を見ることができた。

各センターには、訓練されたナースのいる診療所、ソーシャルワーカー、充分なスタッフのいる調理室が備えられた。

子どもたちの食事に加えて、勤務を終わった母親の家族のための持ち帰り食もここで用意された。「ホームサービスフード」と呼ばれたこのプログラムはエレノア・ルーズベルトによって示唆されたものであった。食事は、栄養バランスがとれ、きっちり包装され、「再加熱してサラダと野菜を加えることによって完全なディナーになります」という注意書が入っていた。一人前50セントで、一食で大人ひとり子どもひとりを満足させた。

カイザー保育センターにおける入所数は最高時1944年9月に1,005人となった。当初の目標には到達しなかったが、カイザーセンターは、私企業がなしうることの見本とされた。とはいえ、これは純粋に一私企業が行った取り組みではなく、連邦政府が間接的に資金補助を行い、合衆国海運委員会が建設費を負担した。(Tuttle)

#### （4）労働組合と保育

働く母親の立場にたって、保育について積極的な発言をしたのは労働組合であった。

戦争は労働者階級の女性が保育を主題とする全国的論争において発言する初めての機会をつくり、連邦児童局は組合が保育問題について重要な役割を果たすことを認めてAFL（米国労働総同盟）とCIO（産別会議）が、保育に関する会議でリーダーシップをとることを認めた。

フィラデルフィアにおいても、教育委員会と市議会が市の保育プログラムについて、フィラデルフィア中央労働組合、フィラデルフィア小売卸売百貨店労働者組合連合、合衆国労働者地方委員会、フィラデルフィア産業組合会議、そして国際労働者組合か

ら意見聴取し、組合は強力に公的保育を支持した。

とはいっても、労働組合指導部は保育についてさほど熱心ではなかった。入りやすい保育を最も大きな声で要求したのは組合の指導部ではなく、CIOの女性助力者たちであった。CIO女性助力者（women's auxiliaries）は保育のために精力的に運動し、1943年にフィラデルフィアで開催された会議で、「働く母親自身の経験に基づく」保育のための完全なプログラムを立案した。彼らは、次のように決議した。——「充分な保育プログラムは、働く母親のすべての子どもに適用されなければならない」、そして保育所を「働く母親が住むすべての地域に」、教育委員会の監督の下に、公立学校の中かあるいは小学校の近くの建物に設置することを主張した。女性助力者は、保育所では栄養的食事が供され、働く母親のスケジュールの便宜をはかる長い時間運営されることを要求した。

従来、保育所関係者は、放置された子どもの保護、非行の防止、といった言葉で保育について語ったが、組合の女性は子どもの安全についての母親の願いを強調した。とはいっても、彼らも保育への支援を獲得するためには、単に母親の願いについて話すだけでは不足で、女性労働に対する政府の必要についてもアピールしなければならなかつた。女性の助力者会議の責任者エレノア・ホウラーは、会議の前に「保育センターの設立は、女性をわが国の防衛に最大の貢献ができるようにするであろう」と証言した。（Rose, p.164～165）

#### （5）ESS—学校を利用した学童保育プログラム

これまで乳幼児の問題について述べてきたが、働く母親の子どもの問題として学童のことでも重要である。ケアを必要とする子どもは量的には学齢児童のほうが多い。

働く母親の鍵っ子（latchkey children）が必要としていたのは、学校の前後、母親の仕事が終わって迎えにくるまで見てもらえる場所であった。連邦教育局はそのような必要に応えて、1942年秋、働く母親の学齢児のための学校拡張サービス（Extended School Service ESS）を開始した。トットルは、「あまり知られていないが、ユニークな、戦時の最も大きな成功物語」（Tuttle, p.102）として、ESSプログラムの実態を以下のように紹介している。

連邦資金40万ドルは組織と監督に使われ、全国222箇所に、450以上のプログラム創設を励ました。1943年2月までに、教育局は地方コミュニティがESSプログラムを組織するのを援けるフィールドワーカーと、州全体の委員会をコーディネイトする管理者を採用するよう、1準州（ハワイ）、17州の教育部局への補助金を認可した。その後も実施は増え、1943年半ばの段階で教育局はESSが6万人の就学前児と26万人の学齢児、合計32万人の子どもを扱っていると発表した。

利用促進のために、ESSの利用案内が親の給料袋に入れられ、あるいは学校から子どもに持たせて家庭に届けられた。市民国防区域リーダーにより宣伝の訪問もされ、電車とバスの広告や映画館のフラッシュ広告が行われ、ポスターが職業紹介所、組合

会館、女性のための職業訓練に提供された教室に張り出された。ローカルラジオ局と新聞もこれらのサービスを宣伝した。

全国で多様な、創意的な取り組みが行われた。例えばデトロイトのように、プログラムの場所への輸送手段を提供したコミュニティでは、登録が急増した。ここでは、ハッチンス中学校にESSプログラムがおかれ、近隣の学校から参加する子どもは、ウェイン大学とメリルパルマースクールの「学生アシスタント」に毎日付き添われて通った。教授の指導の下に、学生たちはゲーム、ダンスと歌、演劇、手芸や趣味、庭つくり、食品の購入、食事の準備、そして終了後の清掃を引き受けた。

オハイオ州ヤングスタウンでは、公立図書館が本を提供し、教師の助手にお話、詩、フィンガーペインティングを指導した。助手は、家庭看護と保育のコースをとっていた女子高校生であったが、彼女たち自身も未来の母親として学ぶ利益を得たという。

ミズーリ州カンサスシティでは、1943年にESSプログラムの登録数が急増した。資金は親からの利用料、共同募金からの寄附とともに教育委員会からも出された。カンサスシティの学校は、朝7時に開き、夕方6時に閉まったが、朝早く来た子どもには、「ミルクをたっぷり添えた温かいシリアル」が与えられた。子どもと同じく母親も、学校で食事をとった。

ESSによって保護された子どもの総数ははっきりしないが、数十万人にのぼったことは確かである。（Tuttle, p.102～106）

## II 保育所利用の実態と母親たちの保育観——フィラデルフィアの場合——

これまでみてきたように、戦時下のアメリカ合衆国においては、軍需産業側と児童福祉擁護側の対立をふくみつつ戦時保育対策がすすめられた。そうした中で保育所利用者自身の生活と労働の実態、意識はいかなるものであったか。

ローズは、保育所利用者のケース記録その他から、フィラデルフィアにおけるその実態と意識を分析している。ただし、戦時公立保育センターにはソーシャルワーカーの配置がなくケース記録もない。そのため私的保育所の状況が中心になっているが、そのうちワートン保育センターの場合は市とセツルメントが費用を折半して開設されており、公私混合的性格をもっている。本章ではローズの記述に依拠し、筆者（松本）の整理を加えて戦時期の保育所利用の実態と親たちの保育観について述べていきたい。（Rose, p.171～180）

ローズはまず、戦時期の母親たちの意識を次のようにまとめている。

政治家、官僚、児童福祉専門家が保育の提供について議論しているとき、フィラデルフィアの働く母親は自分自身の結論をだした。そして、母親が働くことも保育も子どもにとって利益になりうると主張して、論争に新たな視点を加えた。

これらの母親の大部分は、自分を愛國的英雄だとは思っていなかった。彼ら

は、自分の家族を養う必要のために働いた。あるいは、戦争が生み出した新しい機会ゆえに働いた。国家の利益のために、自分の利益を犠牲にすることを要求されたからではない。児童福祉専門家と同様に、母親たちは家族の目的は市民の義務よりも重要であり、母性は戦争遂行への貢献の方法であると信じていた。しかし、家族の目的を満たす一番良い方法は何かについての彼女らの見解は、児童局のスタッフのそれとは違っていた。彼女らは自分の賃労働が家族の利益と、子どもの将来を確保すると考えていた。（Rose, p.171）

### （1）戦時の保育需要

戦争は、新しい公的保育プログラムを創りだしただけでなく、私的保育所による保育の供給も形成した。1930年代、ニューディール政策のもとでWPA（Works Progress Administration）のナースリースクールプログラムを行ったセツルメントも、それを戦時ニーズに応える保育所に切り替え、あるいは公立保育センターとなった。戦争の進行に伴って市全域の私的保育所のワーカーと経営委員会のメンバーは、軍需産業労働者の子どもたちを受け入れる準備をした。

#### 母親の仕事の種類

では、母親たちの労働の内容はどのようなものであったか。為政者は女性を軍需労働に狩り出すための保育を期待し、保育所側もそれへの備えをしたが、当時の申し込み書類をみると、実際に軍需産業に従事した母親は多くはなかった。

戦争中の入所申込者のうち、軍需産業労働者はネイバーフードセンターでは17名中1名、ファーストアンドサニーサイド保育所は9名中1名、セントニコラス保育所は、9名中ゼロであった。

軍需労働はワートンセンターに多かった。家事使用人の仕事から抜け出すことを熱望していたアフリカ系米国人利用者が多かったからである。とはいえ、ここでも軍需産業労働者は19%のみであり、29%は他の工場に雇われ、30%は家事労働者であった。

軍需労働は頻繁にスケジュールがかわり、遠距離の定期券通勤であり、子育ての手はずが難しいからである。幼い子どもを持った母親にとって魅力的な選択ではなかった。ワートン利用家族の父親については40%が軍需労働に就いていた。

社会一般の注目が軍需工場における働く母親に集まっていたが、女性労働の現実はそれほどドラマティックではなく、戦争前とあまり変わりはなかったといえる。

このように、保育所が軍需産業労働者ではない母親を対象とするパターンは、全国的なものであった。というのは、保育所は通常旧い近隣地域につくられており、それはしばしば軍需工場からは遠かったからである。

#### 戦争が生み出した保育需要

彼女たちは、戦争協力のために働きに出た軍需労働者ではなかったが、働き始めたこと、あるいは保育所が必要になったことには戦争の影響があった。

戦時の移住、仕事への新しい機会、そして軍務への要請が家族内の仕事の新しいパ

ターンと保育の新しいニーズをつくったのである。

多くの家族がそれまでの近隣サポートネットワークから離れて、軍需業務が可能なあるいは、軍事基地にいる家族員の近くの地域に移住した。それにより子どもの世話を必要とする家族が増加した。

移住しなかった家族も、戦時下でしばしば子どものための充分なケアを見つけるのが困難になった。家族員、近隣、友人というそれまで子どもの世話をしてくれた女性たちが、次第に賃労働に入っていったからである。例えば、キャンベルスープで働くジャニー・マシューは入所申請に次のように書いている。——「姉が子どもをみてくれているのですが、彼女が来週働きにでます。それで、もう、子どもを見ててくれる人がいないのです」

夫が軍務につくことで、結婚以来働いていなかった女性も有給労働に就くこととなった。例えば、3ヶ月後に夫が海軍に行くフローレンス・レヴィンは、軍からの1ヶ月100ドルの分配ではやっていけないことに気付き、貯金を使い果たすよりは働きに出るという選択をした。ネイバーフードセンターのソーシャルワーカーは、16歳で結婚して以来、職業に就いたことがなかった彼女の戸惑いぶりを記録している。

ワートンセンターに保育を申込んだある母親は「夫がかなり長い間海軍に居て、それ以来軍からもらうものだけではやっていけず、海軍航空兵站部で働いている」と説明した。

家族、親族の中の稼ぎ手が軍務に就いたため、子どもの世話をしてくれる誰か別の人をみつけて、事業継続のために働かなければならなくなってしまった女性もいる。例えば、アロン・ミラーとモリー・ミラーは、軍隊に入った彼女たちの従兄弟にかわって食料雑貨店を引き受けるために、保育所の保育を申し込んだ。

戦時、フィラデルフィアには南部からの移住が多くかった。それらの特にアフリカ系米国人家族は、故郷のサポートネットワークから離脱してきて、子どもを世話してくれる人をみつけることに困難を感じた。その多くが保育所あるいは公立保育センターに頼った。

ワートンセンターの保育申込者のうち、出生地がわかる138家族をみるとフィラデルフィア生まれは28%にすぎなかった。多くは、バージニア、ノースカロライナ、サウスカロライナ、ジョージアからの移住者であった。さらに、これらの人々のフィラデルフィア在住期間は平均2.1年という最近の移住者であった。移住してきた数人の母親は、近所に知り合いがないため、信頼できる子どもの預け先を確保することができないと説明した。例えば、家事労働者ベアトリス・レーマンは、「フィラデルフィアではよそ者なので、ほかにどうすることもできない」ために、息子を不十分な環境のなかにおいていた。

子どもをまもるために故郷の親戚に頼るものもあったが、これらの手だけではしばしば一時的なものであった。例えば、ベティ・ブリッッグはワートンに申込む時、息子のエリシャをサウスカロライナに母親と共に残して、夫と一緒にフィラデルフィアに働

きに来たが、その母親が最近亡くなつたのだと説明した。また、祖母に頼ろうとしたが、すでに八人の子どもを世話をしているのでこれ以上引き受けられないといわれたというものもあった。

## （2）新しい保育所観

### 働く理由

フィラデルフィアの保育所を利用した女性たちは、賃労働を戦争協力の愛国的行為としてではなく、家族に貢献する方法として捉えていた。女性たちは悲惨な経済的窮乏の故にでも、愛国のゆえにでもなく、仕事によって自分の家族の生活の質を高めることが出来る、という理由によって働きに出ることを正当化するようになった。

過去においては、保育を申し込む母親の多くは、ひとりで子どもを養うシングルマザーであったが、既婚で、夫の収入を補助するために働く女性の申込み数が増加した。彼らは、賃労働は緊急事態への一時的対応ではなく、家族の長期の必要を解決する長期のものであると捉えた。

ネイバーフードセンターの家族の多くは、夫婦で働いて小さな店や食堂を運営する小さな商売のオーナーであった。例えば、レオン・ガーディナー、ナオミ・ガーディナー夫妻は、洋服屋を開くため北フィラデルフィアに家と店を購入し、ネイバーフードセンターのソーシャルワーカーに次のように説明した。——「この地方では、もし二人とも時間を店につぎ込む自由があれば、成功のチャンスが大いにあるのです」

ワートンに保育を申し込んだアフリカ系米国人の母親も同様に、彼らの賃労働は単なる生存のためだけではなく、家族の生活水準を向上させるために必要であると説明した。あるケースでは、夫が自分の収入で何とかやっていくのはどうも難しいことに気付き、妻が働きに出て二人で互いに助け合って前進することを夫婦で決めた。

これらは、1930年代における女性の労働と保育をめぐる論議の方法からの大きな変化を示している。30年代は男の失業あるいは悲惨な経済的必要性が、女が労働力として参入することの受け入れられる唯一の理由であった。30年代も戦時も、女性は自分が働くことについて家族を助けるという言葉で説明した。しかし、大恐慌の時代の保育所のケース記録において大変目立った女性の雇用についての不安と敵意は、戦時の中には見られない。30年代のような、妻が働きにでることに脅迫感を感じた夫は、戦時のケース記録にはほとんどみられない。実際、戦時の多くの夫は、妻が家族の幸せに貢献するために働きにでることを充分支援したのである。

女性が働くことへのこうした態度の変化は、どのように形成されたのであろうか。戦時、保育所を利用していった母親の多くは実際には軍需労働者ではなかった。しかし、軍需労働者募集キャンペーンが既婚女性の雇用についての公衆の態度を変化させたまさにその方法が、働くこと一般への態度を変化させたのである。

このキャンペーンは、戦争協力のために外に働きに出ることを女性に奨励した。それは、ファシズムとの闘いという大義名分ではなく、それぞれの市民個人にとっての

生活向上のための共同の犠牲として提示された。女性は保育の申込みにあたり、貧困という理由をあげて働くことを正当化する必要をもはや感じないで、家族の生活水準を向上させる、あるいは子どものためのよりよい未来を確実にする、という言葉で説明するようになった。軍需工場で働いているかどうかにかかわりなく、働くことの理由はこのように戦争が意味するメッセージを通して浸透した。

男が戦争に行くように、女も家族の未来の安全と繁栄のために軍需工場へ行く。そして、非軍需産業で働く女性は、自分の仕事を我が子のためにより良い未来、「アメリカ的」水準の生活、を確保する方法として捉えることができた。

#### 保育所申込み理由

女性が夫の賃金の補助のために働くことが普通になったことにより、保育所で使われていた入所申込み用紙の[申込み理由]の部分が変更され、ソーシャルワーカーは新しいカテゴリー「共働き both working」を使い始めた。申込みの理由としてそれまでのよう、「寡婦」「夫が居なくなった」「父親の病気」「収入不足」など、母親が働くことについて説明し正当化する必要がなくなったのである。

戦時の創造物である新しいカテゴリー「共働き」は、保育の必要についての普通の説明となった。この時期、記録のある保育所のなかで、保育所申込みの理由として「共働き」は「シングルマザー」に次ぐ二番目に多いものであった。

戦時期のケース記録のなかで、もう一つの意味深い変化は、保育を申し込む母親の婚姻上の地位であった。

初期の慈善的保育所は、夫の死亡、遺棄、病気、あるいは結婚の失敗により、護ってくれる男を失った女、シングルマザーを対象としていた。この状況についての変化は恐慌期に始まったが、戦時期さらに進行し、ネイバーフードセンターに申し込んだ家族のうち88%が同居している結婚した夫婦によって占められていた。

保育の申し込みの理由の変化から、保育所はもはや甚だしい経済的困難によって働くをえないシングルマザーに利用されるものではなく、母親の労働力を無給の家事労働に費やすよりも賃労働に使うことを選択した、夫婦揃った家族によって利用されるものとなった。

#### 利用階層の拡大

かつて保育所はスティグマを伴うものであった。しかし戦時期それが次第に払拭されて、保育所が恥ずかしくないものとなっていったことにより、利用者は専門職や、かなり裕福な家族にまで拡大した。

ネイバーフードセンター、ワートン、ファーストアンドサニーサイド、そしてセントニコラスに戦争中保育を申し込んだ286家族のうち、別の福祉機関とコンタクトを持ったのは6%のみであった。1930年代はこれが30%であった。

富裕な家族はしばしば子どもの世話をメイドに頼ってきたが、保育のこのタイプは目に見えず、社会的議論にはほとんどならなかった。しかし、戦争によってすべての女性の労働がもっと目に見えるものとなり、富裕な女性が子どもの世話をメイドに依

存することについても、所得税からメイドサービスが控除されるべき等々が議論される社会的な問題となった。そして、これらの女性のうちあるものは、もうひとつの援助の資源として保育所の利用を始めたのである。

専門職の家族は、戦争中特にファーストアンドサニーサイド保育所の申込み者に多く、大学教員と政府機関職員の夫婦、社会福祉機関の専門職夫婦、富裕な農場所有者夫婦等々があった。ネイバーフードセンターの数家族は、プライベートナースを雇ったり私立ナースリースクールに通わせることが充分出来る事業収入があるが、保育所の利用を選択した。

ワートンセンターにおいては、多くのアフリカ系米国人の親は工場で働くか家事労働者であったが、ここでも専門職と小規模な事業主が現れた。子どものためにワートンの保育を利用した専門職には、ソーシャルワーカー、公立学校教師、警官、広告芸術家、元ナースリースクール教師、医師、薬剤師が含まれていた。

#### 教育のための保育所

保育の価値を上げた別の重要な側面は、保育が教育的であり、したがって単に母親の役に立つだけでなく、子どもに有益であるということへの確信が高まったことである。

ワートンセンターもネイバーフードセンターも、1930年代にナースリースクールを運営していた。戦時のニーズに合わせるために保育センターにかわり、プログラム全体の目的は子どもの教育よりも働く母親の子どものケアとなつたが、子どもを指導し、自立を励ますナースリースクールの技術は引き続き使われた。

両センターのスタッフは、自分たちの仕事を、働く母親の子どもの保護というニーズとともに、子どもの発達上のニーズに応えるものであると認識していた。

ワートンに子どもを預ける両親は、セツルメントの保育センターが、他のどれよりも優れたケアを提供していると感じた。ある母親はソーシャルワーカーに次のように話した。——「自分にとって、ルイスがセンターの保育を受けることは、無責任な近所の人に世話をされるよりもずっと満足できます」

何人かの母親は、保育は子どもにとってとても有益なので、働く必要があろうが無かろうが、子どもを連れてくるべきだ、と感じていた。

保育の申込書のなかで、両親は次第に子どもにとって保育が有益な経験であることを述べるようになった。ネイバーフードセンターへ申し込んだ家族の40%が、保育をもとめる第一の理由として「教育的価値」をあげていた。ワートンの家族はが、この理由を一番にあげていたのは6%のみであったが、しかししばしば示された理由のひとつであった。

クララ・コーンは、1941年に彼女の息子ヘルボーンをネイバーフードセンターに連れてきた。彼女と夫は二人ともドイツで大学教育を受けた専門職であり、3年前に亡命者としてフィラデルフィアに来た。3歳のヘルボーンは「天使のように見えるが、自分の母親をしっかり支配し、母親は完全に彼の抵抗に圧倒されている」とソーシャル

ワーカーは記しているが、しつけに自信を失った母親は神経がはりつめ、涙もろく、息子を恐れているようにみえ、子どものためにナースリースクールに関心をもったという。

ネイバーフードセンターでは、保育を純粹に教育的理由で求めた家族はわずかであったが、多くの家族は教育的理由と経済的理由の両方により保育を求めた。例えば、ジェニー・ロボスキーは、夫を助けて家業の洋服屋を行うために保育を必要としていたが、彼女の娘も保育所に通うことから利益を得るに違いないと感じていた。彼らの現在の状況では、娘には遊び友達がない。社交的な子どもなので、家族が提供できない集団的かかわりが必要であることがあきらかである。母親は、社会的心地よさを学び、発達のチャンスを得るナーサリースクールのグループ経験から、子どもが多くのものを得ると感じていた。

ワートンのソーシャルワーカーは、ミセス・キングが夫の稼ぎの低下を補うために働きにでるだけではなく、「保育所が娘を世話をしてくれ、自分では与えることができないトレーニングを与えてくれることを頼みにしていた。……彼女は子どもをしつけるのが難しいことがわかり、だいたい子どもに降参してしまう、と話した。彼女の夫はセンターのことを聞き、娘が家庭で受けているよりも、もう少し厳しいしつけをうけられるところを必要としている」と記している。

ワートンで保育を求めた数人の母親は、自分が働きに出る計画を立てているのは、ただ、質の良い保育が利用出来るという理由からである、と説明した。例えば、ある母親は、彼女自身も彼女の夫も、彼らの養子をだめにしていることを心配しており、ソーシャルワーカーに入所希望を次のように説明した——「自分が働きに出て、ハリーを他の子どもとかかわることができ、そして彼をだめにしない大人が周りに居る、そんな場所に預けていけるならなによりです」と。彼女は、また子どもが保育所で読むことその他の初步を習うという希望を語った。

数人の親は、家族のために上昇を求めて、ワートンで保育を申し込んだ。それによって、子どもが近隣の他の子どもから悪い影響を受けるのを防ぐためであった。

以前とは異なり、親たちはセンターで提供されるケアは近所の女性や親戚のケアよりも明らかに優れていると考えるようになった。夫たちも、妻が子どものために質のよいケアを見つけることを願った。

### 保育所観の変化

16

親たちは、保育を利用する理由を、このような方法で示した。それを通じて、保育の地位と意味は1940年代半ばまでに変化した。保育所のソーシャルワーカーは、保育が家族生活のなかで果たす役割の拡大を正当と認め、甚だしい経済的ニード以外にも、次第に子どもを理由にすることを認めるようになった。私的保育所はもはや、単に、慈善を頼る以外に選択肢のないシングルマザーの窮余の手段ではなく、次第に結婚したカップルにより、様々な理由で利用されるものとなった。

## おわりに

1945年8月、日本がポツダム宣言を受諾し第二次世界大戦は終結した。

アメリカ合衆国において、大戦下進んだ保育は戦争終結後どのように展開したであろうか。

保育センターに対する連邦の補助金は、戦時労働力政策の一環であり、戦争終結とともに終了する運命にあった。とはいえ、現に毎日子どもが生活していた場をただちに閉鎖するわけにはいかなかったであろう。全国的な運動もあり、連邦の補助金は1946年3月までは継続された。

ジエーツによれば「1946年に連邦の支援が終了する前に、児童局はコミュニティーと州が保育のための長期発展のための計画体をつくることを主張した。そして、いくつかの州においては、保育センターの運営が公立学校のプログラムの恒久的な部分となつた」(zietz, p.188)という。

児童局のプランが実際にどのように展開されたかについては不明であるが、公立保育センターは、連邦の資金が断たれた1946年以降は全国のほとんどの都市で閉鎖された。以後、アメリカ合衆国には、統一的な公的保育施策が無い、という状態が今日まで続いているわけである。

戦後も公立学校のプログラムとして保育センターが継続された例外がフィラデルフィアであった。それは利用者である母親たちのまさに果敢な闘いの成果であった。ローズは「怒れる母親たちの行進：公的保育についての闘争」(Indignant Mothers' Marches: Struggles Over Public Day Care)という表題でこの経過を述べている(Rose, p.182～188)。フィラデルフィアにおいて母親たちは戦争終結時に退職して家庭に戻るのではなく、公立保育センターの存続を要求して闘った。センターの利用者を中心として、議会への働きかけ、街頭デモンストレーションなどの抗議、要請運動を粘り強く続け、市費によるセンター運営が1960年代まで継続されたという。

\* \* \*

さて、本稿ではアメリカ合衆国の第二次世界大戦期の保育をめぐる状況について検討してきた。

まず、保育政策動向については、戦時労働力政策として、連邦の補助金が保育施設に対して支出され、公立保育施設が各地に誕生し、数十万人の子どもが保育をうけた。しかし、この施策は恒久的な制度となることはなく、戦争終結とともに終了した。一部の私企業によってかなり水準の高い保育施設も設置されたが、これはあくまでも戦時の女性労働力吸引策であった。教育行政サイドでも、労働力対策として学校施設を利用した学童保育サービスが行われたが戦後への継続はなかった。

一方、連邦児童局は、家庭と母性重視が児童福祉の根幹であるという強い信念のもとに、戦前から貫して母親の労働と保育に反対であり、戦時、母親の労働が強く要

求されたときも基本的にこの立場を変えなかった。やむを得ぬ場合は保育所の集団保育ではなく、家庭的保育で対応するという方針に終始し、現に必要とされた保育所の改善と充実の努力はしなかった。

このように、米国における為政者側のどの陣営にも、戦中・戦後期、保育所を通常時に一般的な制度として実施することを支持する考え方は存在しなかった。このような状況では、日本の新しい保育所制度誕生について占領軍の積極的な関与はありえない、といってよいだろう。

戦時の米国において、保育所利用者側には、伝統的性別役割を乗り越えた「共働き」という言葉に象徴される新しい女性労働観、保育所觀の芽生えがあった。CIO女性助効者の保育プログラム案は、そのような新しい保育所觀の成果である。しかし、これらは大きなうねりとなって全体の状況を変える力とはならなかった。戦後の継続的運動は、日本の戦後期の盛んな保育運動を思わせる展開があったが、一部の例外的なものにとどまった。これらも、日本の保育所制度誕生に影響があったとは思えない。

したがって、戦後児童福祉法による保育所制度は、戦後期までの日本の保育の進展と、戦後改革期の時代のエネルギーから生まれた成果であるといえよう。

なお、戦後日本の保育についてみると、先進的な保育所規定とは裏腹に、消極的で限定的な保育行政が続けられてきた。ここには、米国の児童福祉の色濃い影響が読み取れる。

## 文献

- 1) 一番ヶ瀬康子『アメリカ社会福祉発達史』光生館, 1963.
- 2) 児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成』上巻, ドメス出版, 1978.
- 3) 児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成』下巻, ドメス出版, 1979.
- 4) 社会福祉研究所『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』社会福祉研究所, 1978.
- 5) 庄司洋子「アメリカ合衆国の保育事情と保育制度改革の動向〈上〉：働く母親・その子どもと保育の実態」『保育政策研究』創刊号, 1980, p.196-218.
- 6) 庄司洋子「アメリカ合衆国の保育事情と保育制度改革の動向〈下〉：保育政策の動向と総合児童発達法を中心に」『保育政策研究』2号, 1981, p.228-248.
- 7) 菅沼隆解説・訳『GHQ日本占領史23／社会福祉』日本図書センター, 1998.
- 8) 杉本貴代栄『アメリカ社会福祉の女性史』勁草書房, 2003.
- 9) 寺脇隆夫編『統・児童福祉法成立資料集成』, ドメス出版, 1996.
- 10) 寺脇隆夫「児童福祉法成立過程における保育所規定の検討—50年前の児童福祉法は保育所を救貧施設として位置付けたか」『保育の研究』15号, 1997. p.16-46.
- 11) Toshio Tatara, 菅沼隆; 古川孝順訳『占領期の福祉改革』, 筒井書房, 1997.
- 12) トラットナー, ウォルター I, 古川孝順訳『アメリカ社会福祉の歴史／救貧法から福祉国家へ』, 川島書店, 1978.
- 13) 西清子編著『占領下の日本婦人政策—その歴史と証言』ドメス出版, 1985.

- 14) 日本保育学会『日本幼児保育史』第6巻, フレーベル館, 1975.
- 15) 松本園子「戦時体制下の保育問題と保育政策」『保育政策研究』2号, 1981, p.168-199.
- 16) 松本園子『昭和戦中期の保育問題研究会／保育者と研究者の共同の軌跡 1936-1943』新読書社, 2003.
- 17) 松本園子「〈研究ノート〉アメリカ合衆国における保育問題の歴史—E.ローズ『母親の仕事：保育の歴史 1890-1960』を中心に—」『淑徳短期大学研究紀要』, 43号, 2004, p.95-106.
- 18) 村上貴美子『占領期の福祉政策』, 効草書房, 1987.
- 19) Tuttle, W. "Rosie The Riveter and Her Latchkey Children: What Americans Can Learn about Child Day Care from The Second World War", Child Welfare 74, 1995.
- 20) Rose, E. A Mother's Job : The History of Day Care 1890-1960, Oxford University Press, 1999.
- 21) Zietz, D., Child Welfare : Principles and Methods, John Wiley, 1959.

- 
- 1 詳細は、松本（2004）p.96を参照されたい。
  - 2 詳細は、松本（2004）p.96~97を参照されたい。
  - 3 わが国の戦時下保育については、松本（1981、2003）で検討している。
  - 4 児童福祉法研究会（1978、1979）、社会福祉研究所（1978）、村上貴美子（1987）、寺脇隆夫（1996、1997）、Toshio Tatara（1997）、菅沼隆（1998）などにより検討。
  - 5 詳細は、松本（2004）p.98~101を参照されたい。